

2023年5月

## 企業会計基準公開草案第75号

---

**「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（案）**

企業会計基準公開草案第75号

**「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（案）**

20XX年XX月XX日

企業会計基準委員会

<b>目次</b>	<b>項</b>
目的	1
会計基準	2
開示	2
適用時期	3
結論の背景	BC1
経緯	BC1
開示	BC2
適用時期	BC4

## 目 的

1. 本会計基準は、企業会計審議会が1998年（平成10年）3月13日に公表した「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」（以下「キャッシュ・フロー作成基準注解」という。）のうち、「（注9）重要な非資金取引について」を改正することを目的とする。

## 会計基準

### 開 示

2. キャッシュ・フロー作成基準注解の「（注9）重要な非資金取引について」を、次のとおり改正する。

（注9）重要な非資金取引について

連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- 1 転換社債の転換
- 2 使用権資産の取得
- 3 株式の発行による資産の取得又は合併
- 4 現物出資による株式の取得又は資産の交換

### 適用時期

3. 本会計基準の適用時期は、20XX年に公表された企業会計基準第XX号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）と同様とする。

## 結論の背景

### 経緯

BC1. 20XX年に公表されたリース会計基準においては、日本基準を国際的に整合性のあるものとするため、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上することとした上で、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分を廃止している。

### 開示

BC2. 1998年3月13日に企業会計審議会から公表されたキャッシュ・フロー作成基準注解（注9）においては、注記すべき重要な非資金取引の例示として、「ファイナンス・リースによる資産の取得」が挙げられていた。

BC3. 20XX年に公表されたリース会計基準において、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上することとしたため、リースに関する非資金取引の範囲が広がることとなった。そのため、注記すべき重要な非資金取引の例示として挙げられている「ファイナンス・リースによる資産の取得」を「使用权資産の取得」と改正した（本会計基準第2項参照）。

### 適用時期

BC4. 本会計基準は、20XX年に公表されたリース会計基準に対応するための改正であることから、適用時期については20XX年に公表されたリース会計基準と合わせることとした（本会計基準第3項参照）。

以上